

韓国知的財産ニュース 2025年2月前期

(No. 526)

発行年月日：2025年2月19日

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム

<https://www.jetro.go.jp/korea-ip>

★★★目次★★★

このニュースは、2月1日から15日までの韓国知的財産ニュースなどをまとめたものです。

法律、制度関連

- 1-1 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2207968）
- 1-2 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第599号）
- 1-3 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2025-41号）

関係機関の動き

- 2-1 韓国特許庁、バイオ・先端ロボット・AI分野の専門家51名を特許審査官に採用
- 2-2 韓国特許庁、汚職防止・風通しの良い公務員社会づくりに向けた「匿名通報システム」を運用
- 2-3 知財情報検索サービス「KIPRIS」がリニューアルオープン
- 2-4 韓国特許庁、「特許路R&D」事業で成果を上げた医療用機器メーカーを訪問
- 2-5 韓国特許庁と大韓弁理士会、「WIPO紛争調停サービスの説明会」を開催
- 2-6 韓国特許庁、KOTRAと共に輸出企業の競争力強化に向けた懇談会を実施
- 2-7 韓国特許庁、二次電池メーカー大手SKオンと懇談会を実施
- 2-8 韓国特許庁、「2024年今年の審査官・最優秀審判官」を発表
- 2-9 国際知識財産研修員、「2025年1学期知的財産学」の受講生を募集
- 2-10 韓国特許庁、IP金融の活性化に向けソフトウェア開発企業を訪問
- 2-11 韓国特許庁、次世代パワー半導体素材分野の中小企業と懇談会を実施

模倣品関連および知的財産権紛争

- 3-1 韓国特許庁、商標コンセント制度で紛争解決した中小企業を訪問

デザイン（意匠）、商標動向

- 4-1 韓国特許庁、「2025年商標・デザイン制度の動向の説明会」を開催
- 4-2 デザイン保護法施行規則の改正により「真の創作者のみ記載可能に」

その他一般
※今号はありません。

法律、制度関連

1-1 【法案提出】特許法の一部改正法律案（議案番号：2207968）

議案情報システム（2025.2.7.）

議案番号：2207968

提案日：2025年2月7日

提案者：クォン・チルスン議員（共に民主党）外10人

提案理由及び主要内容

現行法は、特許発明について国の非常事態、極度な緊急状況、又は、公共の利益のため非商業的に実施が必要な場合、その特許発明を政府が実施するか、政府外の者に対し実施させるよう強制実施権に関する規定を設けている。

しかし、新型コロナウイルスのような感染症が拡大する状況において治療剤及びワクチンの特許権者である新薬開発者又は特定国が市場を独占し、医薬品の価格を上げるために供給を拒否する場合においてそれに対処することが難しいことから、感染症の拡大防止のために緊急の対処が必要な際にも特許権について強制実施権の行使が必要だとの意見が提起されている。

従って、政府が第1級感染症の拡大を防止するために緊急の対処が必要な場合等、特許発明を非商業的に実施する必要があると認められる際には、その特許発明を実施するか、政府外の者に対し実施させるようにすることで、国民の安全と健康を保護する目的である（案第106条の2第1項）。

法律第 号

特許法の一部改正法律案

特許法の一部を次のように改正する。

第106条の2第1項の中の「緊急状況」を「緊急状況（第1級感染症の拡大防止のために緊急

の対処が必要な場合を含む)」に改める。

附 則

この法律は、公布後6月が経過した日から施行する。

1－2 【公布】デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第599号）

電子官報（2025.2.12.）

産業通商資源部令第599号

デザイン保護法施行規則の一部改正令を次のとおり公布する。

2025年2月12日

産業通商資源部長官

デザイン保護法施行規則の一部改正令

デザイン保護法施行規則の一部を次のように改正する。

第42条を削除する。

第50条を次のように改める。

第50条（創作者の追加等）①デザイン登録出願人の誤りによりデザイン登録出願書に創作者の記載の一部に漏れがあるか誤記した場合には創作者を追加又は訂正できる。但し、デザイン登録出願人は法第65条に基づくデザイン登録査定があった際から法第90条に基づくデザイン権の設定登録を受ける前までは創作者を追加できず、創作者の同一性が維持されない場合、創作者を訂正できない。

②デザイン登録出願人は第1項に基づき創作者を追加又は訂正しようとする場合には、別紙第2号書式の補正書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。但し、デザイン登録出願書に記載した創作者の記載の一部に漏れがあるか誤記したことが明白な場合には第2号に基づく書類を添付しなくても構わない。

1. 創作者の追加又は訂正の理由を記載した説明書1通
 2. デザイン登録出願人及び追加又は訂正の対象になる創作者が署名又は捺印した確認書類1通。但し、創作者の死亡等により署名又は捺印が不可能な特別な事由がある場合には、その事由について確認書類に記載し署名又は捺印を省略できる。
 3. 代理人による手続きを行う場合にはその代理権を証明する書類1通
- ③デザイン権者は法第90条に基づくデザイン権の設定登録を受けた以降に第1項本文に基づき創作者を追加又は訂正しようとする場合には「特許法施行規則」別紙第29号書式の訂正発行申請書に次の各号の書類を添付して特許庁長に提出しなければならない。

但し、デザイン登録出願書に記載した創作者の記載に一部漏れがあるか誤記したこと
が明白な場合には、第2号に基づく書類を添付しなくても構わない。

1. 創作者の追加又は訂正の理由を記載した説明書1通
2. デザイン権者及び申請の前・後の創作者の全員が署名又は捺印した確認書類1通
3. 代理人により手続きを行う場合にはその代理権を証明する書類1通

第62条第1項第3号の中「無権利者」を「デザインの創作者でない者であってデザイン登録
を受けることができる権利の承継人でない者」に改める。

別紙第3号書式の裏面の記載方法の第16号イ目の表の中、国家研究開発事業欄を次のように
する。

国家研究開発事業	「国家研究開発革新法」に基 づく国家研究開発事業の結果 により獲得したデザインを出 願する場合	「国家研究開発革新法 施行令」第32条第5項
----------	--	---------------------------

別紙第3号書式の裏面の記載方法の第16号ホ目1) の中、「[研究課題名]、[寄与率]」を「[研
究課題名]」に改め、同目2) を次のようにする。

- 2) このデザインを支援した国家研究開発事業に係る情報を次の例のように記
載します。[課題固有番号] 欄には国家科学技術知識情報サービス (NTIS)
が付与する課題固有番号を記載します。[課題番号] 欄には課題管理(専門)
機関が課題別に付与する細部課題番号を記載します。[部処名] 欄には当該
研究開発事業の課題を支援した中央行政機関の名称を記載します。[課題管
理(専門)機関名] 欄には当該研究開発事業の課題及び成果情報を登録・管
理する機関の名称を記載します。[研究事業名] 欄には研究課題が含まれた
上位の研究事業名(確かにない場合には研究課題計画書に記載した上位の研
究事業名)を記載します。[研究課題名] には各部処又は課題管理(専門)
機関が管理している細部課題単位の研究課題名を記載します。[課題遂行機
関名] 欄には研究課題を主管して遂行する機関の名称を記載します。[研究
期間] 欄には当該課題の当該年度における研究期間を記載します。

※国家研究開発事業に係る情報の記載時の注意事項

- (1) 「国家研究開発事業」とは、中央行政機関が法令に基づいて研究開発のた
めに予算又は基金で支援する事業のことをさします(「国家研究開発革新
法」第2条第1号)。従って、この創作を支援した国家研究開発事業が中央
行政機関から法令に基づいて研究開発費の全部又は一部を予算又は基金
から支援された場合には、研究開発成果として出願書等に国家研究開発事
業に係る情報を記載しなければなりません(「国家研究開発革新法施行令」
第32条第5項)。また、この創作を支援した課題が2つ以上の場合には当該
課題をすべて記載しなければなりません。

(2) 国家科学技術知識情報サービス（NTIS）から課題固有番号を付与される前の場合には「課題固有番号」欄に「未付与」と記載できます。但し、課題固有番号を付与された以降には出願書等の補正により必ず課題固有番号を記載しなければなりません。

[例] [その他の事項]

[このデザインを支援した国家研究開発事業]

[課題固有番号] ○○○○○○○○○

[課題番号] ○○○○○○○○○

[部局名] 産業通商資源部

[課題管理（専門）機関名] 韓国産業技術評価管理院

[研究事業名] 未来先行デザイン技術開発

[研究課題名] スマートホームの環境の具現に向けた知能型感性
製品サービスの先行デザインの開発

[課題遂行機関名] 韓国デザイン振興院

[研究期間] 2019年4月1日～2020年12月31日

付 則

第1条（施行日）この規則は公布した日から施行する。

第2条（創作者の追加等に関する経過措置）この規則の施行前に補正書又は訂正発行申請書を提出した場合、創作者の追加又は訂正に関しては第50条の改正規定にもかかわらず、従前の規定を従う。

改正理由及び主要内容

眞の創作者でない者を創作者に追加するか訂正することを防止するために、デザイン登録出願人はデザイン登録査定があった際からデザイン権の設定登録を受ける前までは創作者を追加できず、創作者の同一性が維持されない場合、創作者を訂正できなくする等、創作者の追加・訂正制度を改善する等、現行制度の運営上現れた一部の不備を改善・補完する目的である。

<特許庁提供>

1－3 【立法予告】特許庁とその所属機関職制施行規則の一部改正令案（特許庁公告第2025-41号）

電子官報（2025.2.12.）

特許庁公告第2025-41号

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案を立法予告するに当たり、その理由と主要内容を国民に予め知らせ、それに対する意見を聞くために、「行政手続法」第41条に基づいて次のとおり公告します。

2025年2月12日

特許庁長

「特許庁とその所属機関職制施行規則」の一部改正令案の立法予告

1. 改正理由及び主要内容

バイオヘルスケア技術分野の迅速かつ正確な特許審査のために、バイオヘルスケア審査課をバイオ基盤審査課に改編すると共に総額人件費を活用して2028年2月29日まで存続するバイオ診断分析審査チーム、バイオ医薬審査チーム、ヘルスケア機器審査チーム及びヘルスケアデータ審査チームを新設し、サービス商標分野の迅速かつ正確な審査のために、サービス商標審査課を専門サービス商標審査課に改編すると共に総額人件費を活用して2028年2月29日まで存続する一般サービス商標審査チームを新設する一方、

総額人件費制を活用して設置した産業財産通商協力チーム、国際特許出願審査2チームを廃止すると共に国際特許出願審査1チームの名称を国際特許出願審査チームに変更し、公務員が業務に集中できる環境づくりのために人員6名（4級→3級又は4級1名、5級→4級又は5級5名）の階級を引き上げ、効率的な組織及び人材の運用を図るために特許庁の下部組織において分掌事務の一部を調整する目的である。

2. 意見提出

この改正案について意見がある機関・団体又は個人は2025年2月19日までに国民参加立法センター（<https://opinion.lawmaking.go.kr>）にて意見を提出するか、次の事項を記載した意見書を特許庁長（宛先：革新行政担当官）に提出してください。

- イ. 予告事項について賛成又は反対の意見（反対の場合、その理由を含む）
- ロ. 氏名（機関・団体の場合は、その名称と代表者名）、住所及び電話番号
- ハ. その他参考事項

※送り先

◇大田広域市西区庁舎路189 大田政府庁舎4棟特許庁革新行政担当官室（〒35208）

電子郵便：kkh90128@korea.kr

Fax：(042) 472-3504

3. その他事項

改正案に関する詳細は、特許庁ウェブサイト (<https://www.kipo.go.kr>) の「冊子/統計>法令及び条約>立法予告」を参照するか、特許庁革新行政担当官室（電話：（042）481-5054）にお問い合わせください。

関係機関の動き

2-1 韓国特許庁、バイオ・先端ロボット・AI 分野の専門家 51 名を特許審査官に採用

韓国特許庁（2025. 2. 3.）

修士・博士号の取得率 88.2%…高度の専門性を有する優秀な技術人材を確保

韓国特許庁は 2 月 3 日月曜日、「バイオ・先端ロボット・人工知能（AI）分野の特許審査官の採用」に最終合格した 51 名を専門任期付き特許審査官（韓国公務員階級 5 級に当たる）に任命※したと発表した。

※バイオ（35 名）、先端ロボット（13 名）、AI（3 名）

特許庁は知財による技術の主導権の確保と動力の回復を目指して、国家戦略技術分野の民間専門家を特許審査官に採用している。この 2 年間、半導体分野 67 名（2023 年～2024 年）、二次電池分野 38 名（2024 年）など計 105 名の専門家を専門任期付き専門官に採用し、今回の採用によりバイオ・先端ロボット・AI 分野においても民間からの技術専門性を活用できるようになった。

今年の初旬、特許庁は知財を基に技術革新を図るための戦略として、審査人員、専担組織、優先審査など総括する「特許審査パッケージ支援体系」を拡大する計画を発表した。計画のもとで、今回の採用によりバイオ・先端ロボット・AI 分野の審査官を増員し、2 月 19 日水曜日から優先審査※対象にこれらの技術分野を新しく指定することで、韓国企業の迅速な特許権確保を積極的に支援する考えだ。

※最短 2 ヶ月内に審査結果を通知、優先審査対象に指定された国家戦略技術分野は半導体（2022 年 11 月～）、ディスプレイ（2023 年 11 月～）、二次電池（2024 年 2 月～）、バイオ・先端ロボット・AI（2025 年 2 月 19 日）である。

とりわけ、バイオ・先端ロボット・AI 分野は産業現場においても変化のスピードが速いといわれ、特許審査に生かせる技術専門性が非常に重要となる。この点を考慮して「高度の専門性を有する優秀な技術人材」という観点から今回の採用を行った。最終合格者 51 名の学歴をみると、修士・博士号の取得率は 88.2% と、半導体・二次電池分野の人員の

割合（78.5%）より高く、現在、特許庁に在籍中の専門任期付き審査官の修士・博士号の取得率79.8%よりもはるかに高くなっている。

※（学歴）博士38名（74.5%）、修士7名（13.7%）、学士6名（11.8%）

今回の内定者51名は、新規審査官教育（2月3日～2月21日）および新規公務員教育（2月24日～2月28日）を経て技術分野別に専担審査課に配置され、特許審査業務を行う予定だ。特許庁は新規審査官が審査業務能力を高め、組織に適応する環境をつくるために、先輩審査官からの密着指導（メンタリング）を支援する計画だ。

特許庁長は「今回審査官に採用された人材の専門性や能力を積極的に活用して国家戦略技術であるバイオ・先端ロボット・AI分野において迅速かつ正確な、高品質の特許審査サービスを提供できるよう取り組む」と述べた。

2-2 韓国特許庁、汚職防止・風通しの良い公務員社会づくりに向けた「匿名通報システム」を運用

韓国特許庁（2025.2.3.）

外部専門機関を介して独立性・信頼性を確保したシステム構築へ…便利に通報、リアルタイムで双方向コミュニケーションが可能

韓国特許庁は2日、汚職防止と風通しの良い公務員社会づくりに向け、今月から「匿名通報システム」を新しく導入・運用すると発表した。

特許庁はこれまで公式ホームページ（www.kipo.go.kr）にて独自で不正腐敗行為の通報システムを運用してきた。今回は専門機関から協力を受けて「匿名通報システム」を新しく導入・運用することで、不正腐敗行為を便利に通報できる環境をつくる。

【外部の専門機関を介して通報者の情報を保護、独立性・信頼性の確保へ】

特許庁は「匿名通報システム」を独立した外部専門機関に委託して運用することで、通報者の情報を徹底保護し、通報処理の手続きにおいて独立性と信頼性を確保できる。システムが通報を受け付けると、通報者の個人情報や通報内容に対し暗号化、IP追跡防止措置などを取って安全に保護され、外部から閲覧ができなくなる。

【誰でも、いつでも、便利に通報できる/処理状況をリアルタイムに通知】

匿名通報システム※は、誰でも会員登録なしに専用の QR コードを読み取って簡単にアクセスし、苦情・通報、特許庁所属の公務員や傘下公共機関の役職員の汚職・腐敗行為・パワーハラスメントなどの行為を通報できる。

※<https://whistlenote.net/?biz=o5vTqA> にアクセス>右上の「通報する」をクリック

通報内容について監査担当官が事実関係を調査して厳重に処理する。ただし、単なる苦情や誹謗中傷だと判断される案件については受付・処理ができない場合がある。

匿名通報システムに通報すると、24 時間体制の監査担当官室にその事実が通知される。通報者は事実関係の調査や後続措置など処理状況についてリアルタイムに通知を受ける。また、通報時に付与される固有 ID でシステムにアクセスして監査担当者と双方コミュニケーションをとることができる。

特許庁は、匿名通報システムの専用 QR コードが記載された広報用のパンフレットとシールを所属機関および傘下の公共機関など関連団体に配布し、SNS で積極的に PR して活用を促進する計画だ。

特許庁長は「今後も『匿名通報システム』を活用して国民の意見に耳を傾ける一方、利害関係者と積極的にコミュニケーションをとる行政活動を進めることで、国民から有能でクリーンな、信頼できるという評価を受ける特許庁を目指したい」と述べた。

2-3 知財情報検索サービス「KIPRIS」がリニューアルオープン

韓国特許庁 (2025. 2. 3.)

国内外情報の統合検索、レスポンシブウェブ技術の採用によりユーザーフレンドリーな環境を提供

韓国特許庁は、国内外の知財情報をより簡単かつ効率的に検索できるよう、知財情報検索サービス KIPRIS のリニューアル版を 2 月 3 日月曜日からオープンすると発表した。

【誰でも無料で利用できる知財情報検索サービス】

KIPRIS は、国内外 29 か国（機関）が保有する特許、商標、意匠の公報や韓国国内の行政処理情報※などを提供する代表的な知財検索プラットフォームである。KIPRIS は、技術開発および市場分析に欠かせないツールとして位置づけ、2024 年時点の年間の検索回数は 1 億 6,000 万回に達するなど、活用率が毎年増加している。

※出願、審査、登録、更新など特許にかかる行政業務のプロセスで発生する情報

※※年間の検索回数（百万回）：（2020年）76→（2022年）103→（2024年）166

【国内外の統合検索、レスポンシブウェブデザインの採用などユーザーフレンドリーな機能の提供】

今回のリニューアルはユーザーがより簡単かつ便利に KIPRIS を利用できるよう、下記のような詳細事項に力を入れた。

1. （国内外の統合検索機能の適用）これまで韓国国内と海外の情報を別途検索するという不便があったが、統合検索機能を採用することで一回の検索で国内外における情報をすべて確認できるよう改善した。また、メニューを単純化し、重複・類似する機能は統合・再配置して必要な機能が一目でわかるように効率性を高めた。

2. （レスポンシブウェブ※技術の採用）PC、タブレット、スマートフォンなどさまざまな端末の環境でも同じ検索画面を表示できるよう、レスポンシブウェブ技術を採用した。これにより、ユーザーは場所や端末のタイプに影響されることなく一貫性のあるユーザー エクスペリエンス（UX）を体験できる。

※ディスプレイのタイプによって画面のサイズを自動で最適化する技術

3. （検索画面の改善）最新のデザインのトレンドを反映して、シンプルでわかりやすいメイン画面を実現した。不要のポップアップ画面が表示される代わりに 2 ステップの検索結果の画面を提供して検索内容が読みやすくなり、ハングルと英語のホームページを統合させて言語シフト機能（ハングル↔英語）を追加して韓国語と英語のいずれにおいても同一の画面が提供されるよう改善した。

4. （統計機能の強化）統計資料の視覚化機能を追加した。表、図表、グラフのタイプで主要統計を提供することで、ユーザーが知財情報をより有効に分析できるよう改善した。また、グローバル競争力を高めるために、統計の提供範囲を拡大して海外の商標と意匠の情報を含めた。

特許庁は、KIPRIS リニューアル版のオープンを記念して「KIPRIS クイズ」と「KIPRIS 知らせる」というイベントを実施し、当選者には特典を提供する予定だ。イベントの詳細については KIPRIS ウェブサイトのお知らせにて確認できる。

特許庁の産業財産情報局長職務代理は「今回の KIPRIS リニューアルにより、多くのユー

ザーが知財情報をより身近に利用できる効果が期待される」とし、「今後も誰でも簡単に知財情報を活用できる環境づくりに取り組んでいく」と述べた。

2－4 韓国特許庁、「特許路 R&D」事業で成果を上げた医療用機器メーカーを訪問

韓国特許庁（2025.2.4.）

医療機器メーカー「ワンテク」を訪問、「特許 R&D」事業の発展策について議論

韓国特許庁は2月4日火曜日、「特許路 R&D※」（特許基盤研究開発の戦略支援）を通じて成果を上げた中小企業「ワンテク」（大田市儒城区所在）を訪問し懇談会を開き、企業が抱えている悩みや課題について意見を聞いたと発表した。今回の訪問は、特許を活用した革新により研究開発の成果を高め、企業競争力を強化する方策を探るために行われた。

※（特許路 R&D）特許など知財権情報を基に研究開発に着手し、初期段階に国内外の特許動向、海外企業による特許権先取り状況などを分析することで、コア特許を確保できる方向に向けて研究開発の戦略を支援

同社は1999年に設立されたヘルスケア専門企業で、「特許路 R&D」の支援を受けて特許ポートフォリオの強化による企業価値の向上、海外市場の先取り、製品発売までの期間の短縮、新規事業モデルの開発など成果を上げた。

特許庁は同社のコア技術や製品開発の状況を把握し、企業成長や世界市場における特許戦略の役割について集中的に分析する一方、企業からの相談や政策面の支援への要望について意見を交わした。

医薬品、医療機器などバイオ産業は、莫大な投資期間やコストがかかり、少数の特許でも製品化や莫大な収益の創出、市場独占が実現できる特徴があるため、ほかの産業に比べても知財権の確保や保護について徹底した戦略が求められる。バイオ産業における国家戦略を総括する「国家バイオ委員会」が発足（2025年1月23日）されたことから、特許庁もバイオ産業の特性を考慮した研究開発事業の推進に向けて、今年、バイオ分野など「特許路 R&D」事業を強化※する計画だ。

※2025年部処間でR&D課題の連携、TP・金融権・協会など機関の連携、自由テーマの募集などによりバイオ分野を含む580以上の「特許路 R&D」課題の推進

特許庁長は「特許は単純に権利を確保するというレベルを超えて企業の成長エンジンとなり、世界市場で突出した競争力を備えるカギとなる」とし、「韓国の先端バイオ企業が

特許を積極的に活用して研究開発の成果を最大化できるよう手厚く支援していく」と述べた。

2-5 韓国特許庁と大韓弁理士会、「WIPO 紛争調停サービスの説明会」を開催

韓国特許庁 (2025. 2. 4.)

WIPO の紛争調停サービスに関する相談や提案を受ける

韓国特許庁は、大韓弁理士会と共同で 2 月 5 日水曜日、大韓弁理士会セミナー室（ソウル市瑞草区所在）にて「WIPO 紛争調停サービスの説明会」を開くと発表した。

説明会では、世界知的所有権機関（WIPO）の紛争調停サービスに関心のある弁理士および法律関係の従事者を対象に、WIPO が提供する仲裁および調停の手続きなど実務的な内容や事例について解説する。

説明会では、WIPO 本部（スイス・ジュネーブ）から韓国特許庁に派遣（2024 年 10 月 14 日）され特許庁ソウル事務所で働いている Andrzej Gadkowski 弁護士が「WIPO の仲裁および調停の手続き」をテーマに発表する。また、説明会の参加者から WIPO が提供するあらゆるサービスについての提案、要望や相談などを聞く考えだ。

大韓弁理士会長は「今回の説明会に WIPO のサービスに関心や提案の多い弁護士の方々からの参加をお願いする」とし、多くのユーザーからの参加を求めた。

特許庁の産業財産保護協力局長は「今回の説明会を機に WIPO の紛争調停サービスへの国内代理人からの理解が高めることが期待される」とし、「今後も特許庁は大韓弁理士会と協力して弁理士に有用な実務情報を提供できるよう努力する」と述べた。

WIPO のサービスに関心のある方は誰でも参加でき、参加申し込みの詳細については特許庁産業財産通商協力チーム（電話：042-481-8555）に問い合わせできる。特許庁は、積極的な行政活動の一環として、今後も定期的に WIPO サービスの説明会を開く考えだ。

2-6 韓国特許庁、KOTRA と共に輸出企業の競争力強化に向けた懇談会を実施

韓国特許庁 (2025. 2. 5.)

KOTRA と手を組んで知財を基にした輸出拡大をリード

韓国特許庁は、輸出支援専門機関である大韓貿易投資振興公社（以下、KOTRA）と共に 2 月 5 日水曜日、KOTRA 本社（ソウル市瑞草区所在）にて韓国企業を対象に知財を基にした輸出競争力の強化に向けた政策協議会および企業懇談会を開いたと発表した。

今回の協議会は、1 月の輸出業績が一時的な鈍化傾向にある中で、両機関が輸出企業の知財競争力の強化を支援して海外市場への進出の拡大を促すために行われた。

特許庁と KOTRA は、今回の政策協議会において輸出企業の知財競争力の強化を図るための支援策について議論する。特許庁の海外知識財産センター※と KOTRA の海外支社化事業※※を連携することで、輸出企業を対象に海外における権利確保や現地定着までワンストップ支援を強化することで合意した。

※海外現地において知財保護支援サービスを提供するために 8 か国計 10 か所に設置・運営

※※海外貿易館が中小・中堅企業の海外支社の役割を代行して輸出および海外進出を支援

また、海外市場への進出を希望する内需・輸出の初期段階にある企業を対象に知財権紛争のリスクについて事前分析を行い、リスク解消に向けた戦略の提供など企業の競争力強化を図るために協力することで合意した。韓国知識財産保護院と KOTRA 間の常時連絡体系を作り、輸出企業の課題解消に向け迅速な相談サービスを提供する計画だ。

企業懇談会では、輸出企業が抱えている知財関連の悩みや意見などを聞き、現場の声を反映して改善策を講じる考えだ。

KOTRA 社長は「KOTRA は、部処横断型の世界的なビジネスプラットフォームとして政府の各部処による海外進出支援事業を積極的に支援している」とし、「KOTRA のネットワークと特許庁の専門性を融合させた総合的な輸出支援により企業が活動しやすい環境づくりに取り組む」と述べた。

特許庁長は「今回の政策協議会を通じて韓国企業が知財を基に世界市場で優位を確保し、輸出の拡大につながるよう、KOTRA とより緊密な連携を図る」とし、「輸出状況が厳しい中で、韓国経済を支える輸出が活気を取り戻すよう、特許庁も企業側とワンチームとなり最善を尽くす」と述べた。

2-7 韓国特許庁、二次電池メーカー大手SKオンと懇談会を実施

韓国特許庁 (2025. 2. 6.)

二次電池分野の競争力強化に向け産業現場を訪問

韓国特許庁は2月6日木曜日、二次電池分野の主要企業であるSKオンの大田(テジョン)蓄電池研究院(大田市儒城区所在)を訪問し、懇談会を開いたと発表した。

今回の企業訪問は、SKオンの二次電池の研究開発の現場を訪れ、最新の技術動向について把握し、国家先端戦略技術である二次電池の特許競争力の強化に向けて産業界から意見を聞くためである。

二次電池事業は、最近、EV需要の停滞、米国の新しい政権発足などで国内外の産業環境が大きな変化に直面していることから、技術革新による特許競争力の確保が益々重要になっている。

このような背景から、特許庁は二次電池分野を優先審査の対象に指定(2024年2月)する一方、二次電池専門審査官を増員し、専担審査組織を新設(2024年6月)する「二次電池分野にかかる特許審査パッケージ支援体系」を設けた。

今回の懇談会では、二次電池分野の研究開発の現況や特許戦略を共有し、優先審査制度、特許紛争の事例および主要判例の分析などについて紹介し、企業の特許競争力の確保に向けた踏み込んだ議論を行う考えだ。

特許庁の化学生命審査局長は「二次電池は未来モビリティの成功を左右するカギであり、韓国が世界をリードする国家先端戦略技術の一つである」とし、「今回の企業訪問で議論した内容を審査実務に積極的に反映して韓国企業の競争力強化を支援する」と述べた。

2-8 韓国特許庁、「2024年今年の審査官・最優秀審判官」を発表

韓国特許庁 (2025. 2. 10.)

高品質の審査により国家先端産業の競争力確保に寄与した優秀な職員の労をねぎらう

韓国特許庁は2月10日月曜日、政府大田庁舎(大田市西区所在)にて2024年下半期優秀審査・審判官コンテストの授賞式を開き、信頼に基づいて高品質の審査・審判サービスの提供に寄与した2024年、今年の審査官※、最優秀審判官※※を発表した。

※今年の審査官 5 名、優秀審査官 79 名、審査チーム長 14 名

※※最優秀審判官 1 名、優秀審判官 6 名、訴訟遂行官 2 名

2024 年今年の審査官には、キム・ファンギ審査官（サービス商標審査課）、イ・ユナ審査官（食品生物資源審査課）、カン・ソクジェ審査官（放送メディア審査チーム）、キム・ギヨンミ審査官（二次電池設計審査チーム）、キム・テフン審査官（建設技術審査課）が選ばれた。最優秀審判官には、ホン・ソンラン審判官（審判 73 部）が選ばれた。

韓国特許庁は主要先進国に比べて審査官の数が少ないため審査業務への負担が大きい中でも迅速な審査処理を求める産業界からの要望に応じて審査処理期間の短縮および審査品質の向上に向けた方策を策定するなど力を入れている。

バイオ（35）・先端ロボット（13）・人工知能（3）の三つの分野で計 51 名の民間専門家を特許審査官に採用（2025 年 2 月）した。今後もバイオ・先端ロボット・人工知能分野において特許優先審査制度を導入（2025 年 2 月 19 日）するなど、先端戦略産業のすべての分野にわたって「特許審査パッケージ※支援体系」を完成する計画※※だ。これにより、特許審査・審判の能力を強化し、韓国企業がコア技術を早期に権利化できるよう積極的に支援していく方針だ。

※1. 民間専門家を審査官に活用、2. 専担審査組織の運用、3. 優先審査への支援

※※（2023 年）半導体・ディスプレイ、（2024 年）二次電池→（2025 年）バイオ

特許庁長は「昨年は韓国人の保有特許 100 万件、知財金融 10 兆ウォン突破など、非常に意義のある成果を上げることができた」とし、「今年の発明の日 60 周年を迎えて知財を基に技術革新を図ることができるよう、審査官の皆さまには、積極的な審査・審判行政により迅速かつ正確な、高品質の特許審査体系づくりに引き続き努力してほしい」と述べた。

2-9 国際知識財産研修員、「2025 年 1 学期知的財産学」の受講生を募集

韓国特許庁（2025. 2. 11.）

未来をリードする知財専門家、知財学士単位取得に挑戦してみてください！

韓国特許庁の国際知識財産研修院は 2 月 11 日火曜日から 20 日木曜日まで、2025 年 1 学期「知的財産学」のオンライン受講生を募集する。

今回の 1 学期の授業は 3 月 4 日火曜日から約 15 週間行われる。1 学期には、特許法、デザイン保護法など計 12 の科目を開設し、一人当たり最大 7 科目（合計 21 単位）まで受講

できる。受講申し込みは、知的財産学単位取得ウェブサイト (<https://cb.ipacademy.net>) にて受け付けており、先着順の募集である。

本コースは、知的財産にかかる法律・訴訟、知財の創出・管理戦略など知財全般の実務能力を育てることができるオンライン単位取得コースである。高等学校卒業以上または同等な学歴を有する韓国国民であれば、無料で受講でき、学位授与の要件※を満たした場合、教育部長官が発行する「知的財産学士」学位を取得できる。

※ (4年制大学卒) 専攻 48 単位、(高卒・専門学校卒) 合計 140 単位 (専攻 60 単位 + 教養 30 単位 + 一般選択 50 単位)

知財に対する大学生の関心や需要を反映して単位交流に関する協約を締結しており、特許庁と協約を締結した大学の在学生は知的財産学単位取得コースで修了した科目について所属大学から取得した単位として認められる。今回は、忠南(チョンナム)大学、全北(チョンブク)大学など 11 の大学※と単位交流を行う。

※カトリック関東(クアンドン)大学、建陽(コニヤン)大学、慶一(キヨンイル)大学、啓明大学(ケミョン)、東明(トンミョン)大学、全北(チョンブク)大学、済州(チェジュ)大学、忠南(チョンナム)大学、春海(チュネ)保健大学、漢拏(ハンラ)大学、韓世(ハンセ)大学

国際知識財産研修院長は「知財は未来競争力のカギとなる」とし、「公式に認められる知財専門人材育成コースである知的財産学のオンライン単位取得制度を利用してより多くの国民が知財能力を備えることができるよう積極的に支援していく」と述べた。

受講申し込みや単位取得の詳細については、知的財産学オンライン単位取得制度ウェブサイト (<https://cb.ipacademy.net>) または韓国発明振興会(電話: 02-3459-2765)にて確認できる。

2-10 韓国特許庁、IP 金融の活性化に向けソフトウェア開発企業を訪問

韓国特許庁 (2025. 2. 13.)

知財権で事業資金を調達して成功を図った(株)イノフレンズを訪問

韓国特許庁は 2 月 13 日木曜日、積極的な行政活動の一環として、ソフトウェア開発企業の(株)イノフレンズ(ソウル市江南区所在)を訪問し、意見交換を行ったと発表した。

今回の企業訪問は、IP 價値評価※と IP ファンドにより、資産が不十分なスタートアップ

が保有する特許の価値を使って投資金を誘致した事例を共有し、企業から相談や意見を聞いて IP 投資および IP 金融の活性化に必要な政策に反映するために行われた。

※知財の価値を評価して IP 金融・事業化に活用できるよう、評価費用の一部を支援する事業

同社は、3D 映像に使われるウォーターマークに関する特許を基盤にした「UR コード※」を生産する企業である。知財評価の支援（2024 年）により特許権 6 件について価値評価を受け、IP ファンドにより 10 億ウォンの投資金を誘致して複数のクライアントと契約を締結するなど成長を図っている。

※UR コード (Universe Response, UnRigid and YOUR(UR) code) : 既存の QR コードで見られた最大認識距離、誤読率などの課題を解消して認識速度を向上させた装置

特許庁長は「起業以降の事業化の段階で資金調達が容易ではないデスバレーを超えるためには迅速な資金調達が求められる」とし、「優秀な特許など技術力を有する企業が知財を活用して必要な資金を円滑に調達できるよう IP 投資に関する支援政策を強化していく」と述べた。

2-11 韓国特許庁、次世代パワー半導体素材分野の中小企業と懇談会を実施

韓国特許庁 (2025. 2. 13.)

中小企業の生産現場を訪問し、技術開発の動向について共有

韓国特許庁は 2 月 13 日木曜日、次世代パワー半導体において欠かせない素材分野の知財競争力の強化に向けて、炭化ケイ素 (SiC) インゴットメーカーである（株）SENIC（忠清南道天安市）を訪問し、懇談会を開くと発表した。

同社は炭化ケイ素インゴットの成長やウェハーの生産、分析などすべての工程において韓国国内で唯一、独自の技術を保有する中小企業で、最新の技術開発の動向について説明し、特許庁は関連技術の特許動向や半導体審査推進団の審査実務などについて紹介し、企業からの相談や意見を聞く考えだ。

特許庁の半導体審査推進団長は「半導体審査推進団は今年、半導体およびディスプレイ関連企業、研究所などと引き続き意見交換を重ね、それを基に研究開発の成果を迅速に権利化できる体系に向けて最善を尽くす」と述べた。

模倣品関連および知的財産権紛争

3-1 韓国特許庁、商標コンセント制度で紛争解決した中小企業を訪問

韓国特許庁 (2025. 2. 7.)

コンセント制度の有効活用に向け企業側の意見を聞く

韓国特許庁は2月7日金曜日、商標コンセント制度※を有効活用した企業である（株）CGMedTech（ソウル市城東（ソンドン）区所在）を訪問し、産業現場からの意見を聞く懇談会を開いた。

※先行登録商標権者が標章※および指定商品が同一・類似の後願商標の登録に同意する場合、当該商標の登録を認める制度（改正商標法施行（2024年5月1日））

懇談会は、商標コンセント制度※（2024年5月～）について企業からさまざまな意見を聞き、改善点を探り、さらに現場が求める知財政策を講じるために行われた。

※制度利用状況：2024年まで計845件の申請あり/個人・小規模事業者からの申請件数67.5%

同社は、全体事業で海外輸出の割合が40%以上を占める中小企業で、商標登録を受けるために類似の先行登録商標の権利者を対象に不使用取消審判を請求したが、コンセント制度が導入されたことで審判を進めることなく登録を受けることができた。

懇談会で同社は、商標の登録の同意を受ける難しさ、海外輸出時の知財権関連支援、特許など知財権情報を活用した研究開発戦略支援の必要性などについて意見を伝えた。特許庁はコンセント制度の定着に向けた制度整備の計画、海外輸出時に知財権紛争への対応をサポートする「海外知識財産センター」、知財権連携の研究開発戦略を支援する「特許路R&D」政策などについて紹介した。

特許庁長は「コンセント制度は、知財権紛争にかかる時間とコストを軽減させ、企業間の共生協力を促す制度であり、今後多くの企業の同制度を利用する上で不便を感じることがないように継続的に改善していく」と述べた。

デザイン（意匠）、商標動向

4－1 韓国特許庁、「2025年商標・デザイン制度の動向の説明会」を開催

韓国特許庁 (2025.2.6.)

新しい商標・デザイン制度について解説する

韓国特許庁は2月13日木曜日、韓国知識財産センター（ソウル市江南区所在）の大会議室にて最新制度を中心に「商標・デザイン制度の動向の説明会」を開くと発表した。

説明会では、積極的な行政活動の一環として、今年施行予定の商標・デザインに関する法令、審査基準などについて詳しく紹介する計画だ。また、国会で議論されている改正法案や制度改善の方向に関する意見を積極的に聞く考えだ。

【商標制度の改善事項：商標登録の異議申立期間 2月→30日に短縮など】

商標異議申立※期間が現行の2月から30日に短縮されることで、全体的な審査処理期間も1月ずつ短縮され、出願人が権利確保できる時期が早くなる※※とみられる（2025年7月施行）。

※商標登録異議申立：審査官が商標登録出願について拒絶する理由を発見せず、出願公告の決定をする場合、誰でもその出願公告日から2月以内に異議申立を行うことができる制度

※※商標審査手続き：商標登録出願→審査→出願公告→異議申立→審査終決（登録査定）

さらに、先端技術を活用した「人工知能が採用されたクッキングロボット」などデジタル融複合商品の名称が認められる。ほかにも、ペット用健康食品の類似群コードの変更など商品の取引実情を反映した審査実務についても継続的に改善していく。

【デザイン制度の改善事項：デザインの類似判断基準の改善など】

デザインの類似判断基準が改善される。全体デザインと部分デザインは形式が異なることから類似ではないと判断していたが、今後は審査官が実際の権利範囲を分析して類似性を判断する。また、車両の内装にかかる図面の作成方法を明確に定め、出願人の理解を高める。

デザイン登録出願の手続きなどについて定めるリヤド意匠法条約※（RIYADH Design Law

Treaty、2024年11月採択）に関する説明※※も行われる。

※各国で異なる意匠登録出願における手続きを簡素化することにより、出願人の負担を軽減する意匠登録出願手続きに関する条約で、現在、韓国は加盟していない

※※条約の主な内容には、新規性の喪失の例外の主張期間の起算点（出願日→優先日）の変更、優先権中小の追加要件の緩和、権利回復（相当な注意又は非故意性を認める際）など期限を経過した際の救済、権利回復（相当な注意又は非故意性を認める際）などがある

特許庁の商標・デザイン審査局長は「今回の説明会は、積極的な行政活動の一環として、新しく変更される商標・デザイン制度に関する業界からの疑問を解消し、出願人・代理人の利便性の向上に寄与するとみられる」とし、「今後も改正への要望に関する意見を取りまとめて制度改善に向けて取り組む」と述べた。

説明会には事前申し込みなく先着順で150名まで参加できる。弁理士については研修の義務教育期間2時間を認める。詳細については特許庁デザイン審査政策課（電話：042-481-8353）に問い合わせできる。

4-2 デザイン保護法施行規則の改正により「眞の創作者のみ記載可能に」

韓国特許庁（2025.2.12.）

創作者訂正制度の改善、国家研究開発の成果に関する様式の見直しなど

韓国特許庁は、デザイン保護法施行規則の一部改正令※を2月12日水曜日から施行すると発表した。

※デザイン保護法施行規則の一部改正令（産業通商資源部令第599号、2025年2月12日改正）

今回の改正は、眞の創作者の記載のための創作者訂正制度の改善、国家研究開発の成果にかかる記載方法の改善などを柱とする。

【創作者訂正制度の改善（創作者の訂正時期の制限、証明書類の提出）】

審査手続き後に創作者でない者を創作者に追加する等の悪用防止のために創作者訂正制度を改善した。眞の創作者を記載するために、審査完了の件については創作者の訂正を一部制限し、設定登録※以降のみ要求されていた証明書類の提出を審査官手続き中にも提出するよう見直した。

※出願した特許、実用新案、デザイン、商標について登録査定が届いた場合、一定期間内

に設定登録料を納付して権利が付与されること

出願人は登録査定から設定登録の前までは創作者を追加できず、創作者の氏名の変更、誤記、住所の変更など創作者の同一性が維持される場合に限って創作者を訂正できる（デザイン登録出願からデザイン登録査定まで、設定登録以降は創作者の追加訂正が可能）

審査手続きの段階で創作者を訂正するためには、訂正の理由を記載した説明書、出願人および訂正の対象となる創作者が署名または捺印した確認書類※を提出しなければならない。

※例）（訂正前）創作者 甲、乙→（訂正後）創作者 甲、丙

☞ [確認書類] 出願人、及び、乙、丙の署名/捺印が必要

今回の改正規定は2月12日以降、創作者訂正書類を提出する場合から適用される。

【国家研究開発にかかる出願様式の見直し】

今回の改正では、国家研究開発によるデザインの成果に関する記載事項を見直し※、注意事項を追加することで、国家研究開発によるデザインの成果において効率性を高めた。

※不要な記載事項（寄与率）の削除

特許庁の商標デザイン審査局長は「今回の改正により、出願時から真の創作者を記載することで、明確な権利関係の確定などに活用されることを期待する」と述べた。

今回一部改正令は、特許庁ウェブサイト (www.kipo.go.kr)、または、法制処国家法令情報センター (www.law.go.kr)にて確認できる。

その他一般

※今号はありません。

過去のニュースは、<https://www.jetro.go.jp/world/asia/kr/ip/> をご覧下さい。
お問い合わせ、ご意見、ご希望は、JETRO ソウル事務所 知財チーム（電話：+82-2-3210-0195/FAX：+82-2-739-4658、e-mail：kos-jetroipr@jetro.go.jp）までお願いします。
本ニュースレターの新規配信につきましては、お手数ですが下記の URL にアクセスして、ご自身でご登録いただきますようお願いいたします。
https://www.jetro.go.jp/mreg2/magRegist/index.htm?mag_id=3665
本ニュースレターの著作権はジェトロに帰属します。本文の内容の無断での転載、再配信、掲示板への掲載等はお断りいたします。
ジェトロはご提供する情報をできる限り正確にするよう努力しておりますが、提供した情報等の正確性の確認・採否は皆様の責任と判断で行なってください。
本文を通じて皆様に提供した情報の利用(本文中からリンクされている Web サイトの利用を含みます)により、不利益を被る事態が生じたとしても、ジェトロはその責任を負いません。

発行：JETRO ソウル事務所 知的財産チーム